

公立大学法人秋田公立美術大学

令和3年度 年度計画

令和3年3月

注) 本計画は新型コロナウイルスに起因する様々な影響を踏まえたうえで作成しています。

【目 次】

I	教育の質の向上に関する目標を達成するための措置	1
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
(1)	教育内容の充実	1
(2)	グローバル人材の育成	1
(3)	教育の質の向上	2
(4)	学生確保の強化	2
2	学生への支援に関する目標を達成するための措置	3
(1)	学習支援の充実	3
(2)	生活支援の充実	4
(3)	進路支援の充実	4
(4)	総合的な支援体制の整備	4
II	研究の質の向上に関する目標を達成するための措置	5
1	研究に関する目標を達成するための措置	5
(1)	研究水準の向上	5
(2)	研究支援体制の充実	5
III	社会連携の充実に関する目標を達成するための措置	6
1	社会連携に関する目標を達成するための措置	6
(1)	地域社会への貢献	6
(2)	産学官連携の推進	6
(3)	他大学等との連携	6
IV	国際交流の展開に関する目標を達成するための措置	7
1	国際交流に関する目標を達成するための措置	7
(1)	海外との交流機会の拡充	7
V	業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置	8
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	8

(1) 機動的・効率的な業務運営	8
(2) 教職員の協働	8
(3) 監査制度の充実	8
2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	8
(1) 人事制度の運用と人材育成	8
3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	9
(1) 事務処理の効率化	9
VI 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	9
1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	9
(1) 外部資金等自己収入の確保	9
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	10
(1) 安定的な財政運営	10
3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	10
(1) 施設および知的財産の有効活用	10
VII 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置	11
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	11
(1) 評価の充実	11
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	11
(1) 情報公開等の充実	11
VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	11
1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	11
(1) 施設設備の整備	11
2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置	11
(1) 同窓会・後援会との連携強化	11
(2) 地元企業等との連携	12
3 安全管理に関する目標を達成するための措置	12
(1) 安全管理体制の確立	12

(2) 危機管理体制の充実	12
(3) 情報セキュリティの強化	12
4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置	13
(1) 人権の尊重	13
(2) 法令遵守	13
IX 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画および資金計画	14
1 予算	14
2 収支計画	15
3 資金計画	16
X 短期借入金の限度額	16
X I 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画	16
X II 重要な財産の譲渡等に関する計画	16
X III 剰余金の使途	16
X IV 地方独立行政法人法第 4 0 条第 4 項の規定により業務の財源に充て ることができる積立金の処分に関する計画	16

公立大学法人秋田公立美術大学令和3年度 年度計画

注) 中期計画の項目を以下のとおり整理している。

- | |
|----------------------|
| 【新】第2期中期計画から新たに加えた項目 |
| 【拡】従来の取組を拡充して実施する項目 |
| 【重】重点戦略に位置付け実施する項目 |

I 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容の充実

ア 学士課程における教育の充実

○ 【重】教育課程の充実

- ① 【拡充】1・2年次の基礎教育や教養教育の充実に向けた教育課程の編成や履修計画について検討するとともに、教育課程におけるカリキュラムマップへの位置づけを明確化することでディプロマ・ポリシーとの整合を図る。

○ 成績評価

- ② 客観的かつ適切な評価を行うため、教員ごとの授業評価傾向等を分析・開示し、成績評価の標準化を図る。

○ 【新・重】大学院との連携

- ③ 学部と大学院の連携を意識し、大学院で実施される講義等への学部学生の積極的な参加を促進する。

イ 大学院課程における教育の充実

○ 【重】研究指導の充実

- ④ 【拡充】学部と修士課程の接続を見据え、指導の形式や体制の構築など、授業内容の見直しに取り組む。
- ⑤ 【新規】オンラインを活用した新たな指導体制を整備するほか、令和5年3月の博士課程修了生の輩出に向け、長期履修制度のスケジュールを再点検する。

○ 成績評価

- ⑥ 「複合芸術」に基づく研究と表現の成果に関する客観的かつ適切な評価を行うため、教員間の情報共有に努めながら成績評価の標準化を図る。

(2) グローバル人材の育成

○ 【拡・重】グローバル教育の推進

- ⑦ 海外の交流提携校と連携し、オンライン等を活用した国際交流機会を創出

するほか、「パブリックアート」をテーマとする国際的なワークショップへの参加を通じて、グローバルな視点の学術交流を推進する。

○ **【新・重】外国語教育の充実**

- ⑧ 学習意欲の向上を図るため、学生のニーズを踏まえた外国語科目の充実について検討する。
- ⑨ **【新規】**外国語でのコミュニケーション能力を育成するため、海外における語学研修制度を導入する。

(3) 教育の質の向上

○ **研究活動の評価と改善**

- ⑩ 授業アンケートの結果を教員へ開示し、授業内容の改善・向上を図る。
- ⑪ 教育活動の改善と充実に向け、教員相互の授業参観を実施するほか、授業研究会の開催を通じて、今後の教育方法の方向性等について全学的な共通理解を図る。

○ **教育力の向上**

【数値目標】

・ F D ・ S D 取組事例数：5 件以上

- ⑫ 年間の研修計画を策定し、教職員に対する効果的かつ実践的なFD・SD活動を推進する。また、新任教職員に対し、円滑な授業開講や業務対応を支援するための新任者研修を実施する。
- ⑬ 学外のFD・SDに関する先進事例の情報収集を行い、その内容等を学内で共有するほか、本学の教職員が有する知識や経験を活かした研修会や報告会を開催する。

(4) 学生確保の強化

○ **【重】入学者選抜の改善**

- ⑭ アドミッション・ポリシーに基づく意欲ある学生の確保に向け、既存の入学者選抜方法の分析・検証を行う。
- ⑮ **【新規】**アドミッション・ポリシーに基づく優秀な学生の確保に向け、入試方法の差異（対面とオンライン）と入学後の学力成績の関係を検証するなど、効果的な入試のあり方を検討する。
- ⑯ 大学院への内部進学者の確保に努め、修士および博士課程の定員充足を図る。

○ **入試広報活動の充実**

- ⑰ オンラインによるオープンキャンパスの開催や進学相談機会を創出するほか、県内の高校訪問や模擬授業を実施する。また、動画等のウェブコンテンツ

ツを最大限に活用した効果的な広報活動を展開し、優秀な入学志願者の確保に努める。

- ⑱ 内部進学者を確保するため、学部学生向けの広報活動を実施するほか、学外の進学希望者向けに大学院広報を目的としたイベント等を開催する。

○ 【新・重】社会人・外国人留学生の受け入れ

- ⑲ 【拡充】国や地域・文化の違いを問わず、多様な背景を持つ優秀な学生の確保に向けて、大学院ウェブサイトで授業内容や学生・教員の研究活動を発信する。
- ⑳ 【拡充】博士課程における長期履修制度の指導状況を確認・分析するとともに、オンラインを活用した効果的な指導体制の構築等、社会人の受け入れ体制を整備する。

2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 学習支援の充実

○ 学習環境の整備・充実

- ㉑ 令和2年度に実施したバリアフリー化・共通工房設置等に向けた調査の結果をもとに、今後の施設整備について検討する。
- ㉒ 学習環境の向上を図るため、附属図書館の施設および機能の充実を図る。
- ㉓ 学内の利便性向上を図るため、老朽化した学生用設備備品の更新に取り組む。

○ 学習相談等の充実

- ㉔ クラス担任制度を活用し、担任教員との定期的な面談を通じ、学生生活の把握および学生の個性や目標に応じた個別指導を行う。

○ 【拡・重】学習意欲を高める機会の充実

- ㉕ 学業等において優れた成績を修めた学生に対して表彰を行う。
- ㉖ 【拡充】新たな学外企画展等への出展機会を創出するほか、他の美術系大学と連携した合同作品展等の実施を検討する。
- ㉗ 後援会やあきびネットと連携しながら展示・展覧会実施のための支援と制度の周知に努めるほか、学生の作品展示に関する知識と技術の向上を図るため、インストールワークショップを実施する。
- ㉘ 大学の芸術資料や将来的な財産としての集積を図るため、学生の卒業研究作品の買取制度について検討する。
- ㉙ 【⑦再掲】海外の交流提携校と連携し、オンライン等を活用した国際交流機会を創出するほか、「パブリックアート」をテーマとする国際的なワークショップへの参加を通じて、グローバルな視点の学術交流を推進する。

○ 自主的な活動の支援

- ③⑩ 学生の制作活動やサークル活動等、様々な自主的活動に対して、後援会とも連携を図りながらニーズに応じた支援と各種助成制度の周知を行う。
- ③⑪ 卒業・修了展の実施をサポートし、本学での学びの成果を広く発信する。

(2) 生活支援の充実

○ 相談体制の整備

- ③⑫ 臨床心理士と看護師、キャンパスソーシャルワーカーが一体となり、心身の健康保持等に関する相談に応じるとともに、各専攻等との連携のもと学生が抱える問題の早期解決を図る。

○ 【新】経済的な支援

- ③⑬ 国の修学支援制度による授業料等の減免および給付型奨学金による支援を行う。

(3) 進路支援の充実

○ 【重】進路指導の充実

【数値目標】

- ・進路決定率（志望者ベース）：100%

- ③⑭ キャリア教育科目やガイダンスの内容の検証・改善を進めるとともに、ポートフォリオ作成支援の充実を図る。
- ③⑮ 外部専門家の指導やガイダンス、企業説明会等のオンライン開催を積極的に展開するなど、コロナ禍における進路支援の充実を図る。
- ③⑯ キャリアガイダンス、企業説明会および求人・採用情報等について、学内外の情報システムの活用やキャリアラウンジにおける情報収集環境の整備等により、学生への周知・広報の充実を図る。

(4) 総合的な支援体制の整備

○ 【新・重】総合的な支援の提供

- ③⑰ 学生に対して実施した学習成果等に関するアンケート結果の検証と分析に取り組む。また、アンケート方法の改善に向けた検討を行う。
- ③⑱ 【新規】多様化する学生ニーズに適切な対応を図るため、学生生活委員会を設置し、学生支援担当者会議と連携しながらメンタルヘルス支援等のさらなる充実に取り組む。

○ 【新】ダイバーシティの推進

- ③⑲ ダイバーシティ推進への理解促進を図るための研修会等を実施するとともに、支援を必要とする学生や教職員向けの支援体制の充実を図る。

- ④⑩ 【②一部再掲】令和2年度に実施したバリアフリー化・共通工房設置等に向けた調査の結果をもとに、誰もが安全安心に過ごせるキャンパスづくりを目指した施設の改修等について検討する。

Ⅱ 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上

○ 【重】先鋭的・複合的な研究の推進

- ④⑪ 学長プロジェクト研究費（競争的研究費・芸術表現企画事業）の配分等を通じて、地域課題に対応した研究を推進するほか、学外研究者と連携した学際的なプロジェクトや国際的な展示会等への参加を促進する。

○ 【重】外部資金の獲得

【数値目標】

- ・ 科学研究費補助金（科研費）申請件数：10 件以上
- ・ 科学研究費補助金（科研費）採択件数：3 件以上

- ④⑫ 科研費の獲得に向けた研修会等の開催や科研費研究計画書閲覧制度の実施など、全学的な情報共有を推進するほか、学外研修への参加等を通じて、外部資金獲得をサポートする事務担当職員のスキルアップを図る。

- ④⑬ 科研費をはじめとする外部資金の獲得を視野に入れた学長プロジェクト研究費の裁量的配分を実施する。

○ 研究成果の発信

- ④⑭ 公開講座やウェブサイト等を通じて、教員の研究成果や活動実績を広く国内外に発信するほか、学長プロジェクト研究費についても、その成果公開等を促進する。

(2) 研究支援体制の充実

○ 【新・重】研究活動の支援

- ④⑮ 研究活動を支援するため、有給休職制度の活用を図る。

- ④⑯ 【④⑫再掲】科研費の獲得に向けた研修会等の開催や科研費研究計画書閲覧制度の実施など、全学的な情報共有を推進するほか、学外研修への参加等を通じて、外部資金獲得をサポートする事務担当職員のスキルアップを図る。

○ 【新】若手・女性研究者の育成支援

- ④⑰ 若手・女性研究者の産休・育休の取得および休暇明けの円滑な職場復帰を支援する。

- ④⑱ 学内研究費（教育研究費・学長プロジェクト研究費）の裁量的配分を通じて、

多様な研究活動を支援する。

Ⅲ 社会連携の充実に関する目標を達成するための措置

1 社会連携に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会への貢献

○ 【重】地域貢献活動の充実

- ④⑨ 地域と連携した本学主催の展覧会や、子どもから社会人までの各世代を対象とする公開講座・スクール事業を開催するほか、全国の高校生を対象とした公募展企画を実施する。
- ⑤⑩ 各種プロジェクトやシンポジウムの開催等を通じて、地域の芸術文化活動を担うアートマネジメント人材育成を実践する。
- ⑤⑪ 【新規】「秋田市文化創造館」が実施する様々な取組への参画を通じて、新たな価値を生み出し、未来に向けた文化を創造する活動等を支援する。
- ⑤⑫ 【拡充】近隣の小中学校への訪問授業など、地域と連携した事業を展開する。

○ 【新】市の政策課題への貢献

- ⑤⑬ 秋田市が設置する各種委員会や審議会等への参加を通じて、まちづくりへの提言を行う。また、秋田市文化創造館をはじめ中心市街地における芸術文化ゾーンの形成など、市が推進する各種プロジェクトへ積極的に参画する。
- ⑤⑭ 「空き家レジデンスプロジェクト」を実施し、芸術の視点から地域社会へ貢献する。
- ⑤⑮ 秋田市との連携会議を定期的に行い、各種課題に対する共通認識を図るとともに、地域社会への貢献に向け、連携可能な政策課題について協同して取り組む。

(2) 産学官連携の推進

【数値目標】

・ 受託事業・共同研究数：10 件以上

○ 産学官連携の推進

- ⑤⑯ 地方自治体や民間企業等からの教育研究に資する受託研究や受託事業等を積極的に受け入れる。
- ⑤⑰ 秋田産学官ネットワーク等が主催する各種イベントへの参画を通じた情報収集・交流を推進するとともに、他機関との共同研究を展開する。

(3) 他大学等との連携

○ 他大学との連携

- ⑤⑧ 大学コンソーシアムあきたへの参画を通じた単位互換授業を実施するほか、県内国公立4大学連携による連携交流事業を実施する。
- ⑤⑨ 全国芸術系大学コンソーシアムや国公立デザイン系大学会議への参画を通じ、県外他大学との連携を図るほか、国内交流提携校との交流を推進する。

○ 高大連携の推進

【数値目標】

- ・（大学コンソーシアムあきた等が主催する）高大連携授業数：5科目以上

- ⑥⑩ 各高校からの要請に基づき、高校生に対する進路選択機会等を提供するため、訪問模擬授業を実施する。
- ⑥⑪ 大学コンソーシアムあきた等が主催する高大連携授業を積極的に開講し、高校生に対する高度な美術教育機会の提供と入試広報活動の充実を図る。

IV 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置

1 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外との交流機会の拡充

【数値目標】

- ・ 海外留学・海外研修参加者数：20人以上

○ 【重】交流提携校の拡充

- ⑥⑫ 【⑦一部再掲】海外の大学、研究機関との大学間交流の協定締結に向けた調査や人的交流を推進するほか、海外の交流提携校と連携し、オンライン等を活用した国際交流機会を創出する。

○ 【拡・重】学生支援の充実

- ⑥⑬ 【拡充】短期留学や海外のアートプロジェクト等へ参加する学生に対し経費の助成を行う。またオンラインを活用した新たな留学・交流スタイルにも適用できるよう助成金制度の拡充を図る。
- ⑥⑭ 学生のコミュニケーション能力の向上を図るため、ネイティブスピーカーの職員による実践的な英語講座等を実施するほか、国際交流プログラム支援事業により学生の研修や交流を主眼とする企画に対し助成する。
- ⑥⑮ 【新規・⑨再掲】外国語でのコミュニケーション能力を育成するため、海外における語学研修制度を導入する。
- ⑥⑯ 【⑦一部再掲】「パブリックアート」をテーマとする国際的なワークショップへの参加を通じて、グローバルな視点の学術交流を推進する。

○ 研究活動等の支援

- ⑥⑰ 学長プロジェクト研究費の裁量的配分等を通じて教員の海外での研究活動や作品発表等を支援する。

- ⑥⑧ 【④④再掲】公開講座やウェブサイト等を通じて、教員の研究成果や活動実績を広く国内外に発信するほか、学長プロジェクト研究費についても、その成果公開等を促進する。

○ 【重】受け入れ体制の整備

- ⑥⑨ 海外の大学教員や学生、アーティスト等の研究活動・作品発表等の受け入れ機会の充実に向け、各種サポート体制のあり方について検討する。

V 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 機動的・効率的な業務運営

○ 機動的・効率的な業務運営

- ⑦⑩ 理事長（学長）のリーダーシップのもと、全委員会・教職員が情報を共有して連携を取り、効率的で円滑な業務運営を推進する。
- ⑦⑪ 【新規】学部と大学院の一体的な運営を推進するため、入試および教務を所掌する委員会を統合する。
- ⑦⑫ 【新規・③⑧再掲】多様化する学生ニーズに適切な対応を図るため、学生生活委員会を設置し、学生支援担当者会議と連携しながらメンタルヘルス支援等のさらなる充実に取り組む。
- ⑦⑬ 【新規】持続可能な大学運営を実現するため、「将来構想検討WGの提案（最終報告）」の具現化に向けた取組を着実に推進する。

(2) 教職員の協働

○ 学内組織の充実

- ⑦⑭ 学内委員会を教員と事務職員による構成とし、円滑な連携を図りながら機動的な組織運営を推進する。

(3) 監査制度の充実

○ 【新】監査制度の充実

- ⑦⑮ 【新規】本学業務の適正性・効率性を確保するため、監査計画に基づいて内部監査等を実施し、適正な法人・大学運営の確保に向け業務改善を推進する。

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事制度の運用と人材育成

【数値目標】

・事務職員の法人採用職員率：46.2%以上（12／26人）

○ **【重】人事計画の推進**

⑦⑥ 法人事務職員採用計画に基づき計画的に事務職員を採用するほか、定年退職予定者が多く見込まれる今後の教員採用については執行部会議を通じて着実な推進を図る。

○ **人事評価制度の運用と改善**

⑦⑦ 試行実施している教員評価制度の必要な見直しを行い同制度の効果的な運用について検討し、本格実施につなげる。また、事務職員については、秋田市の人事評価制度を活用し実施する。

○ **人材の育成**

⑦⑧ 県内他大学等と法人採用事務職員を対象とした人事交流を推進する。

⑦⑨ **【⑫再掲】** 年間の研修計画を策定し、教職員に対する効果的かつ実践的なFD・SD活動を推進する。また、新任教職員に対し、円滑な授業開講や業務対応を支援するための新任者研修を実施する。

○ **【新】働きやすい職場環境づくり**

⑧⑩ 時間外勤務の縮減や年次有給休暇の確実な取得に向けた取組を推進する。また、病気やけが、育児、介護等で長期休養する教職員に適切にサポートする。

⑧⑪ メンタルヘルス不調を未然に防ぐためのストレスチェックを実施する。

3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務処理の効率化

○ **事務組織の効率化**

⑧⑫ 業務の継続性と効率性を確保するため、業務の共有化と見える化を進めるほか、複数課の職員を横断的に集めて結成するプロジェクトチーム方式の採用等、事務組織を必要に応じて柔軟に変更する組織運営を行う。

○ **外部委託業務の検証**

⑧⑬ 既存業務を点検し、必要に応じて委託内容を見直すなど、事務処理の効率化に努める。

VI 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金等自己収入の確保

【数値目標】

- ・（再掲）科学研究費補助金（科研費）申請件数：10 件以上
- ・（再掲）科学研究費補助金（科研費）採択件数：3 件以上

○ 【重】外部資金の獲得

- ⑧④ 【④再掲】科研費の獲得に向けた研修会等の開催や科研費研究計画書閲覧制度の実施など、全学的な情報共有を推進するほか、学外研修への参加等を通じて、外部資金獲得をサポートする事務担当職員のスキルアップを図る。
- ⑧⑤ 【④再掲】科研費をはじめとする外部資金の獲得を視野に入れた学長プロジェクト研究費の裁量的配分を実施する。

○ 受託事業等の推進

【数値目標】

- ・（再掲）受託事業・共同研究数：10 件以上

- ⑧⑥ 【⑥再掲】地方自治体や民間企業等からの教育研究に資する受託研究や受託事業等を積極的に受け入れる。

○ 【新・重】新たな自己収入の確保

- ⑧⑦ 自己収入の確保に向けた情報収集に努め、新たな収入を確保するための取組について検討する。
- ⑧⑧ 【新規】開学10周年（2023年）に向け、学生支援と教育研究の充実を図る「秋田公立美術大学フューチャー・アーティスト（Future Artist）基金」を運営するための募金を開始する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 安定的な財政運営

○ 【重】中長期的な視点による財政運営

- ⑧⑨ 限られた予算の範囲内で事業を推進するため、スクラップが可能な事業の抽出について継続的に検討を行うほか、中長期的な視点を踏まえた財政運営を行う。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

(1) 施設および知的財産の有効活用

○ 施設の有効活用

- ⑧⑨ 資産の有効活用を図るため、保有する体育館等の施設について適切に管理するとともに、有償貸付を行う。

○ 知的財産の管理・活用

- ⑧⑨ 知的財産の保護育成やトラブルの未然防止を図るため、教職員向けに知的財産に関するセミナー等を開催する。

VII 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 評価の充実

○ 評価による業務改善

- ⑨② 評価結果を踏まえたPDCAサイクルの着実な推進により、業務運営の改善・向上および教育研究活動の質保証を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開等の充実

○ 情報公開等の充実

- ⑨③ 法人としての説明責任を果たすため、適正な情報公開に努める。

- ⑨④ 【再掲】公開講座やウェブサイト等を通じて、教員の研究成果や活動実績を広く国内外に発信するほか、学長プロジェクト研究費についても、その成果公開等を促進する。

○ 【新・重】戦略的広報の展開

- ⑨⑤ 【④④拡充】広報戦略基本方針に基づき、広く全学的な共通理解のもとで積極的かつ効率的な広報活動を展開し、本学の認知度および評価、ブランド力の向上を図る。また、取組成果の検証と可視化に努めるほか、ターゲットを明確にしたウェブコンテンツのさらなる充実に取り組む。

VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

(1) 施設設備の整備

○ 【重】計画的な施設設備の整備

- ⑨⑥ 【②①一部再掲】教育研究環境の向上を図るため、長期修繕計画に基づき施設の効果的な修繕・更新を実施するとともに、令和2年度に実施したバリアフリー化・共通工房設置等に向けた調査の結果をもとに、今後の施設整備について検討する。

○ 情報環境の整備

- ⑨⑦ 【拡充】学内情報システムの安定運用に努めるとともに、情報基盤を支える体制の強化に取り組む。

2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置

(1) 同窓会・後援会との連携強化

○ 同窓会・後援会との連携

⑨ 後援会会報誌「エオスニュース」の制作支援と掲載内容の充実を図るなど、学生活動の情報発信に取り組むほか、同窓会との連携による相互交流等を実施する。

⑩ サークル活動等の自主的な活動への支援のほか、ニーズや実態等を踏まえた後援会助成事業の実施を通じて、学生へのサポート体制を強化する。

○ 【新】開学 10 周年に向けた連携の推進

⑪ 開学10周年記念事業の実施に向け、全学的な推進体制のもとで各種準備作業を着実に推進する。

(2) 地元企業等との連携

○ 地元企業等との連携

⑫ 「あきびネットファンド」や「学生作品展示事業」等の積極的な活用を図り、学生の学外活動や創作活動等を支援するほか、学生と会員企業との交流機会の充実に努め、産学連携の推進や安定的な就職先の確保を図る。

⑬ 学生が地元企業の魅力に触れる機会を創出するため、会員企業の学内企業説明会への参加促進を図るとともに、インターンシップへの参加を促し、企業理解の向上と内定獲得に取り組む。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全管理体制の確立

○ 安全管理の徹底

⑭ 工房等の各部屋に管理者を配置し、安全管理体制を確保するとともに、工作機械等の定期点検や資格保有状況の把握等により安全確保に努める。

⑮ 安全管理のための定期的な職場巡回を実施する。

(2) 危機管理体制の充実

○ 危機管理の徹底

⑯ 避難訓練や教職員研修の実施により危機管理の共有・徹底を図る。

⑰ 学内の各種リスクの識別や点検等の取組結果を踏まえ、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行うなど、リスクマネジメント体制の整備を実施する。

(3) 情報セキュリティの強化

○ 情報セキュリティの強化

⑱ 内部統制によるリスクの識別や点検等を通じて、情報セキュリティ対策の

強化を図る。

4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重

○ ハラスメントの防止

- ⑩ ハラスメント防止に関する研修の実施、人権啓発小冊子の配布など、学生や教職員への意識啓発活動を行う。
- ⑪ 相談体制の充実のため、相談員・調査員向けに、より実践的な内容の研修を実施するほか、ウェブサイトのハラスメント相談ページを整備する。

(2) 法令遵守

○ コンプライアンス意識の徹底

- ⑩ 【新規】法令等を遵守しつつ、本学業務を有効かつ効率的に行うため、内部統制システムを構築する。
- ⑪ 経理事務マニュアルに基づき、契約事務を行う職員と出納事務を行う職員を明確に分離し、相互牽制機能を維持する。また、経理事務マニュアルの見直しや整備を行うとともに、教職員への周知を図るなど、不正経理の防止に取り組む。
- ⑫ 研究不正防止計画に基づき、研究活動に関わる教職員に対する研修等を実施する。

Ⅸ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,116
授業料等収入	251
施設整備費補助金	26
受託研究等収入	11
その他収入	11
繰越積立金取崩	34
計	1,449
支出	
人件費	967
一般管理費	119
教育研究経費	269
教育研究支援経費	57
施設設備費	26
受託研究費等	11
計	1,449

（人件費の見積もり）

期間中、総額 967 百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬、教職員の給料、諸手当および法定福利費に相当する費用を試算した（退職手当を除く）。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,472
経常経費	1,472
業務費	1,302
教育研究経費	269
教育研究支援経費	55
受託研究費等	11
人件費	967
一般管理費	119
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	51
臨時損失	0
収益の部	1,438
経常収益	1,438
運営費交付金収益	1,114
授業料等収益	251
受託研究費収益	11
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	11
資産見返負債戻入	51
臨時利益	0
純利益	△34
繰越積立金取崩	34
総利益	0

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,415
業務活動による支出	1,387
投資活動による支出	28
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	1,415
業務活動による収入	1,387
運営費交付金による収入	1,114
授業料等による収入	251
受託研究等による収入	11
その他の収入	11
投資活動による収入	28
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	0

X 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入の遅延等又は事故の発生等に対応するため、短期借入金の限度額を1億1千万円（年間の運営費交付金および授業料の月平均の1か月相当額）とする。

X I 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

なし

X II 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X III 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善のための費用に充てる。

X IV 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることが

できる積立金の処分に関する計画

積立金は、教育研究の推進および学生生活の充実を図るための施設設備、備品等の整備に関する経費ならびに本中期計画において重点的に取り組む事項（重点戦略）に要する経費に充てる。